

令和6年度 職業紹介事業研修会

～ 職業紹介事業の適正な業務運営について ～

令和7年3月6日（木）

厚生労働省 石川労働局
職業安定部 需給調整事業室

本日の説明内容

- 1 令和7年4月1日職業安定法施行規則改正等について
- 2 よくある違反事項等について
- 3 令和6年度事業報告について
- 4 雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等について

1 令和7年4月1日 職業安定法施行規則改正等について

① 紹介手数料実績の公開（人材サービス総合サイトへの掲載）

職業安定法施行規則第24条の8 第3項第4号

対象となるもの、算出方法

- ・ 前年度に取り扱った常用就職が多い上位5職種（10件以下の職種は掲載不要）
- ・ 上記に該当する職種ごとの 1件あたりの平均手数料率を公開
手数料の総額 / 就職後1年間に支払われる見込み賃金の総額（※）

※関係雇用主から徴収する手数料は含まない。 小数第2位で四捨五入する。

手数料を定額で徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該手数料額の掲載で可。

② 違約金等の契約内容の明示

職業安定法指針 第六の九及び第八の五

明示が必要となるもの、明示方法

- ・ 違約金その他、当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について
- ・ 金額、発生条件、解除方法を含む契約の内容を
- ・ 分かりやすく、明瞭かつ正確に示した書面等により明示を行う

※求人者が事後に同一文面を再読できる方法により明示を行う。口頭、ホームページの該当箇所の教示では不可。

- ・ 手数料表の明示と個々の紹介就職により発生する手数料の明示の関係

案内リーフレット

職業紹介事業者の皆さまへ

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(※)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。

(※)常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

$$\frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)}}{\text{求職者の予定年収の総額(常用就職全件分)}}$$

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合)は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください(「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください)。

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

これまでは

取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報の取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっています。

↓ 今後は加えて

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には**違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容(※)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示してください。**

(※)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含みます。



都道府県労働局

LL061030第01

よくあるお問い合わせ

(手数料実績開示)

Q.手数料率実績の公開について、過去の年度(令和5年度職業紹介事業報告以前)や実績が多い上位5職種以外の職種については公開する必要はないでしょうか。

A.公開義務があるのは、直近年度であり、常用就職の実績が多い上位5職種のみです。なお、常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要です。

(違約金明示)

Q.令和7年3月31日までに求人者の申込みがあった求人者に対しても、違約金や解除方法を含む契約内容を分かりやすく明示する必要がありますでしょうか。

A.令和7年3月31日までは改正指針の内容は適用されません。ただし、後々に求人者とトラブルにならないよう、改正指針の趣旨を踏まえ対応するようお願いいたします。

Q.求人者に対して利用規約等を書面で見せるだけでは明示として不十分でしょうか。また、ホームページに掲載することで明示することになりますか。

A.利用規約等について求人者に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に求人者が確認できる必要があります。求人者の手元に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、職業紹介事業者が求人者に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法のみでは、求人者が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているといえません。

違約金等について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、同様の書面を郵送又は電子メールで送付するといった手法を基本とします。それ以外の手法であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる手法を用いて行ってください。

Q.「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して求人者が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないように全て明示してください。

Q.明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていない場合には、どのように示せばいいでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示願います。

Q.「解除方法」とは何の解除方法でしょうか。

A.サービスの利用に関する契約の解除方法を指します。

詳細は、都道府県労働局需給調整事業課までお問い合わせください。

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	高山	需給調整事業室	076-432-2718	鳥根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-676-4618	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1474	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1472	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

③ 職業紹介事業の許可条件の追加

職業紹介事業の業務運営要領

追加となる許可条件、適用時期

- ・ 職業安定法指針に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加
- ・ 令和7年1月1日から適用
※上記適用日以降の新規許可、許可有効期間更新時に、上記許可条件を付した許可条件通知書を交付

案内リーフレット

職業紹介事業者並びに職業紹介事業の許可申請等を検討している皆さま

2025（令和7）年1月1日施行

職業紹介事業の許可条件が追加されます

■ 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。

■ 新たに追加される許可条件の内容

- その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- 許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。
- 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。
- 更新時期を迎える前に（当該許可条件が付される前に）上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については是正指導を行うとともに、本許可条件を付すこととなります。

■ 厚生労働省ホームページ

職業紹介事業の業務運営要領の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>



■ 詳細は、都道府県労働局の需給調整事業課室へお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-676-4618	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

職業紹介事業者の皆さまへ

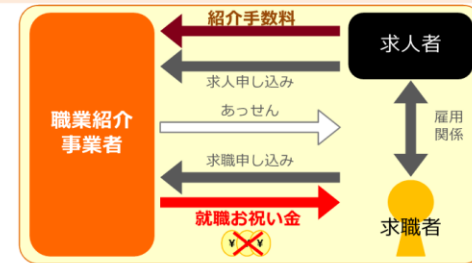
「就職お祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しました

令和3年4月1日から職業安定法に基づく指針が一部改正されます

「お祝い金」その他これに類する名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することで求職の申し込みの勧奨を行ってはなりません。

・求職の申し込みの勧奨は、金銭の提供ではなく、職業紹介事業の質を向上させ、それをPRすることで行ってください。

・職業紹介事業者が、自ら紹介した就職者に対し転職したらお祝い金を提供するなどと持ちかけて転職を勧奨し、繰り返し手数料収入を得ようとする事例があります。このような行為は、労働市場における需給調整機能を歪め、労働者の雇用の安定を阻害する行為であり、行ってはいけません。



職業紹介事業者が遵守すべき事項

厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトに、以下の情報を提供してください

※ 以下の情報の提供は職業安定法第32条の16第3項により職業紹介事業者に義務付けられています。

- 紹介により就職した人の数（2016年度に就職した人数から掲載）
- 紹介により就職した無期雇用の人数、そのうち6か月以内に離職した人数（2018年度に就職した人数から掲載）
- 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- 返戻金制度（短時間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）

人材サービス総合サイト

検索



紹介した求職者が早期に離職することのないよう、以下の事項を遵守してください

- 自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります。）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。
- 紹介手数料に関して、返戻金制度を設けることが望まれます。
- 求職者と求人者の双方に対し、求職者から徴収する手数料および求人者から徴収する手数料の両方を明示してください。

ご不明な点がありましたら、都道府県労働局までご相談ください



厚生労働省 都道府県労働局

LL030302需01

2 よくある違反事項等について

① 変更事項について期日までに提出されていない

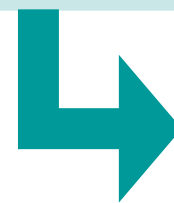
職業安定法第32条の7（職業安定法第30条第2号）

届出が必要なもの

- 1.氏名又は名称及び住所、並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2.法人にあってはその役員の氏名及び住所
- 3.職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
- 4.職業紹介責任者の氏名及び住所
- 5.その他厚生労働省令で定める事項…取扱職種範囲等、取次機関など

変更届は事実の発生の翌日から起算して**10日以内**

職業紹介責任者および、登記事項証明書の添付を要する場合は**30日以内**に提出



来室の際はご連絡ください
076-265-4435



厚生労働省

石川労働局

② 求人者・求職者に取扱職種の範囲等を明示していない

職業安定法第32条の13／則24条の5

明示すべき事項

- ・ 取扱職種の範囲等（職種及び地域）
- ・ 手数料に関する事項
- ・ 苦情の処理に関する事項
- ・ 求人者の情報及び求職者の個人情報への取扱いに関する事項
- ・ 返戻金制度に関する事項

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 ○○○○○○ 許可番号 (17-ユ-○○○○○)

●取扱職種の種類等 ・職種は ▽▽▽▽ ・地域は 国内

●手数料に関する事項

・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人受理時の事務費用	円(手数料負担者は 求人者 とします。)	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 求人者 とします。)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 求人者 とします。)
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	円・活動1日当たり 円
	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 求人者 とします。)
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金	円・相談・助言終了時 円
	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 関係雇用主 とします。)

・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

【注】求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 ◇◇◇◇ 連絡先(△△△△)△△-△△△△

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は○○課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む、以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

●返戻金制度に関する事項

・ 当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は別紙のとおりです。

【注】返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の種類等の明示です。

求人者・求職者に両方に
明示できるように準備し
てください

※求人者・求職者ともに同じ
内容にて明示してください。

③ 各管理簿が作成されていない、または項目不足

職業安定法第32条の15

備え付けが義務づけられているもの

- 求人管理簿
- 求職管理簿
- 手数料管理簿

求人管理簿 (様式及び記載例) 【有効期間の終了後1年間保存】

求人番号	就業先名称	就業先住所	求人種別	職種	就業期間	募集人数	就業状況	就業年月日	求職者氏名	性別	年齢	学歴	職業安定法第32条の15第2項第1号	職業安定法第32条の15第2項第2号	職業安定法第32条の15第2項第3号	備考
1-1	株式会社△△システムズ	東京都中央区△△-△△-△△	正社員	システムエンジニア	2020.1.15 ~ 2020.12.31	10名	採用済	2020.01.15	田中 花子	女	30歳	大学	○	△	○	田中 花子
1-2	株式会社△△システムズ	東京都中央区△△-△△-△△	パート	事務	2020.01 ~ 2020.03	5名	採用済	2020.01.15	鈴木 太郎	男	25歳	高校	○	△	○	鈴木 太郎

※ 求人管理簿は、求人情報に記載されているので、記載しなくても可。

求職管理簿 (様式及び記載例) 【有効期間の終了後2年間保存】

求職番号	求職者氏名	性別	年齢	学歴	職業安定法第32条の15第2項第1号	職業安定法第32条の15第2項第2号	職業安定法第32条の15第2項第3号	備考
2020-1	田中 花子	女	30歳	大学	○	△	○	田中 花子
2020-2	鈴木 太郎	男	25歳	高校	○	△	○	鈴木 太郎

※ 求職管理簿は、求人情報が記載されているので、記載しなくても可。

手数料管理簿 (様式及び記載例) 【手数料の徴収完了後2年間保存】

1	2	3	4	5	6	7	8	9
支払者氏名または事業者名称	徴収年月日	手数料の種類	手数料額(円)	第二種特別加入保険料に係る手数料	賃金等 算出根拠	手数料割合等	備考	
株式会社△△システムズ	R1.7.31	求人受付事務費用	601,000	0	求人受付事務費用1,000円 250,000円 × 12か月 = 3,000,000円	20%	石川 花子	
株式会社△△システムズ	R1.7.31	求人受付事務費用	601,000	0	求人受付事務費用1,000円 250,000円 × 12か月 = 3,000,000円	20%	鈴木 太郎	
×××機械工業株式会社	R1.10.10	紹介手数料	415,720	0	1,200円 × 8名 × 20日 × 12か月 = 22,800,000円 12,384,000円	18%	嶋島 真子	
小松 令子	R1.12.11	求職受付手数料	710	0				
〇〇〇〇(個人宅)	R1.12.25	紹介手数料	750	2)	1,000円 × 5名 × 15日 = 750 5,000円 × 特選加入 5.9% = 27円	15%	小松 令子	

※欄には、徴収した手数料の総額から第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を控いた額を記載するものとする。

求人管理簿

求人管理簿 (様式及び記載例)										[有効期間の終了後2年間保存]					
求人管理番号	1 求人番号の氏名又は名称 2 業種 3 募集 4 職業 5 募集 6 職業 7 募集 8 職業 9 募集 10 職業	4 交付年月日	5 有効期間	6 求人数	7 職 種	8 就業場所	9 雇用期間	10 賃 金	11 総合年月日	12 採用者氏名	13 採用 不採用	14 採用年月日	15 労働契約	16 転職 禁止期間	17 備 考
1-1	株式会社△△システムズ 金沢市西金〇〇-〇〇 取締役 山田 次郎 076-000-0000	R1.8.1	R1.8.1 ~ R1.8.31	2	CAD オペレーター	株式会社△△システムズ 調和支店 金沢市東町〇〇-〇〇	期間の定めなし	250,000円 ~300,000円	R1.8.15	石川 若平	採用 不採用	R1.8.1	〇 無期	R1.7.1 R1.8.1	6か月以内の離職状況 (a), (b)のいずれかを記載 〇調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 <input checked="" type="checkbox"/> 離職せず □不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 〇返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □返金有 <input type="checkbox"/> 返金無
1-2	×××機械工業株式会社 金沢市□□1-2-3 人事課長 内藤 海人 074-000-0000	R1.8.5	R1.8.5 ~ R1.10.31	1	機械補立	金沢市□□1-2-3	R1.9.1 ~ R1.12.31	1,000円 ~1,300円	R1.8.7	河村 大介	採用 不採用	—	〇 無期	—	6か月以内の離職状況 (a), (b)のいずれかを記載 〇調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 <input type="checkbox"/> 離職せず □不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 〇返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □返金有 <input type="checkbox"/> 返金無

無期雇用就職者に関する事項	
転職勧奨 禁止期間	6か月以内の離職状況 (a), (b)のいずれかを記載
R1. 7. 1 ~ R3. 6. 30	(a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 <input checked="" type="checkbox"/> 離職せず □不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □返金有 <input type="checkbox"/> 返金無
R1. 7. 1 ~ R3. 6. 30	(a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか <input checked="" type="checkbox"/> 離職 □離職せず □不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認

不足していることが多い項目

* 求人管理簿は、個人情報が記載されているので、取扱いには十分注意すること。

求職管理簿

求職管理簿 (様式及び記載例) [有効期間の終了後2年間保存]

① 求職番号 ② 求職者氏名 ③ 住年月日	④ 求職希望職種	⑤ 受付年月日	⑥ 有効期間	⑦ 職業紹介取扱状況					備考	
				紹介年月日	求人受理整理番号 求人事業所名称	採用 不採用	採用年月日	労働契約		無期雇用 転職勧奨禁止期間
2020-1 石川 花子 金沢市××1-2 S50.1.1	CAD オペレーター	R1.5.28	R1.5.28 ~ R1.7.31	R1.6.15	1-1 株△△システムズ	採用 不採用	R1.7.1	☑ 無期 □ 有期	R1.7.1 ~ R3.6.30	6か月以内の離職状況 (a)、(b)のいずれかを記載 ・調査により確認 ・6か月以内:離職したか □ 離職 ☑ 離職せず □ 不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 ・返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □ 返金有 □ 返金無
2020-2 金沢 太郎 野々市市●●3-4 S42.5.29	CAD オペレーター	R1.6.3	R1.6.3 ~ R1.8.31	R1.6.15	1-1 株△△システムズ	採用 不採用	R1.7.1	☑ 無期 □ 有期	R1.7.1 ~ R3.6.30	R1.6.21直接 R1.6.25採用連絡有 R1.9.30離職
		H ~ H		H		採用・ 不採用				
		H ~ H		H		採用・ 不採用				
		H ~ H		H		採用・ 不採用				

* 求職管理簿は、個人情報に記載されているので、取扱いには十分注意すること。

令和3年9月

無期雇用就職者に関する事項

転職勧奨禁止期間

6か月以内の離職状況
(a)、(b)のいずれかを記載

- (a)調査により確認
- ・6か月以内に離職したか
□ 離職 ☑ 離職せず □ 不明
 - ・調査日: R2.1.15
 - ・調査方法: 電話確認
- (b)返戻金制度に基づく返金で確認
- ・6か月以内の離職による返金
□ 返金有 □ 返金無

R1.7.1
~
R3.6.30

(a)調査に

R1.7

R

不足していることが
多い項目

記載されていないことが多いのは…

【求人管理簿】 【求職管理簿】

無期雇用者就職者の離職状況について⇒以下の a 又は b のいずれかを記載。

- a : 6か月以内に離職（解雇除く）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法
- b : 6か月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か

- ・ 現在使用している台帳に項目の追加
- ・ その他必要内容の記載

④ 人材サービス総合サイトに情報未登録

職業安定法第32条の16第3項

登録が必要な情報

- ① 紹介による就職者数
- ② ①のうち、無期雇用就職者の数
- ③ ②のうち、就職から6カ月以内に離職した者の数
- ④ ②のうち、就職から6カ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数
- ⑤ 手数料表
- ⑥ 返戻金に関する事項

※ 令和7年4月1日改正施行の、上位5職種にかかる手数料率の情報に注意

入力するには…

人材サービス総合サイトにログインして各情報を入力してください

ID・パスワードをなくした場合は、
「再発行依頼書」（石川労働局HPに掲載）を送付してください
→書面にて再発行いたしますので、返信用封筒もつけてください **（簡易書留分の切手貼付）**

様式例 1

年 月 日	
人材サービス総合サイトログインID・パスワード 発行・再発行依頼書	
厚生労働大臣殿	
印	
職業安定法第32条の16第3項に関する事項の情報提供のため、人材サービス総合サイトログインID・パスワードの（発行・再発行）を依頼します。	
記	
許可・届出受理・通知番号	
氏名又は名称	
ID等送付先住所	
※ 記名押印又は署名のいずれかによって差し支えない。	

雇用の安定

本サイトでは、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報の提供を行っています。

- 当サイトは、Google Chrome75、Microsoft Edge44で動作の確認を行っています
- 令和4年10月施行の改正職業安定法に関する情報はこちら!
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会はこちら!
- 職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)はこちらから!
- 優良等が認定された事業者一覧(労働者派遣事業者・職業紹介事業者・募集情報等提供事業者)等の情報はこちら!




検索を行う場合

 許可・届出事業所の検索 労働者派遣事業	 許可・届出事業所の検索 職業紹介事業	 届出事業者の検索 労働者派遣事業
---	--	--

掲載の申込を行う場合

 掲載の申込・労働者派遣、職業紹介 労働者派遣、職業紹介事業共通	 掲載の申込・職業紹介事業 法第32条の16第3項に関する事項	 掲載の申込・特定募集情報等提供事業 特定募集情報等提供事業
--	---	--

その他

 最新情報一覧	 派遣事業制度等	 求人情報	 アンケート
--	---	--	---

ここからログイン

人材サービス総合サイトのイメージ

平成27年10月1日現在

許可・受理番号 /許可年月日・ 届出受理年月日	事業主氏名 /事業所名称	事業所所在地 /電話番号	就職者			無期雇用のうち 6か月以内 離職者数 (人)	判明せず (人)	手数料	返戻金制度	備考
			4か月以上 有期及び 無期(人)	4か月以上 有期及び 無期(人) うち無期(人)	4か月未満 有期(人日)					
17-ユ-000000 平成〇年〇月〇日	株式会社〇〇〇〇	石川県金沢市〇〇 076-〇〇〇-〇〇〇〇	1	0	0	0	0	有	有	詳細情報
17-ユ-000000 平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇有限公司	石川県金沢市〇〇 076-〇〇〇-〇〇〇〇	0	0	0	0	0	有	有	詳細情報

注意

実績がない場合であっても、『0』の入力が必要です！

『-』のままであると、未入力（入力されていない）と判断するため、人材サービス総合サイトへの情報提供をしてないものとして、是正指導の対象となります。

人材サービス総合サイト 詳細情報画面

職業紹介事業詳細

許可・届出受理番号		
許可・届出受理年月日	平成〇年〇月〇日	
事業主名称	株式会社〇〇〇〇	
事業所名称	株式会社〇〇〇〇	
事業所所在地	石川県金沢市〇〇	
電話番号	076-〇〇〇-〇〇〇〇	
取扱職種の 範囲等	取扱職種	全職種
	取扱地域	国内
	その他	〇〇〇
得意とする職種	〇〇〇	
参考情報（得意職種等）	有	
手数料	有	
返戻金制度	有	
備考		

職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）」

情報登録年度	就職者			離職者数 (人)	離職が 判明せず (人)
	4か月以上 有期及び無期 (人)	4か月以上 有期及び無期 (人) うち無期 (人)	4か月未満有期 (人日)		
平成31年度	0	0	0	0	0
令和02年度	3	2	1	1	0

3 令和6年度事業報告について

令和6年度事業報告（令和7年4月30日までに報告）について

～取扱業務等の区分にかかる**職業分類番号**にご注意ください！！～

様式第8号「取扱業務等の区分」にかかる職業分類番号が、従来の平成23年版厚生労働省編職業分類（以下「旧分類」という）から令和4年版厚生労働省編職業分類（以下「新分類」という）に変更されています。

令和6年度事業報告については、離職にかかる項目も含めて、令和4年版厚生労働省編職業分類での報告となりますので、ご注意ください。

下記厚生労働省HP内には、上記に対応した**様式第8号**（エクセル版）が掲載されており、各欄プルダウンで職種分類を選択できます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>

（ページ下部「様式集－事業報告書」を参照）

必ず最新の様式にてご提出ください。

4 雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等について

更新時に提出もれがない
ように準備してください

雇用関係助成金を取り扱う 職業紹介事業者等について

「雇用関係助成金」のうち、一部の助成金に関する職業紹介などは、特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）及び民間の有料・無料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」と言います。）でも取り扱っています。また、民間の有料職業紹介事業者の就職支援サービスを利用することが前提となっている助成金もあります。



雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等となるには、**取扱事業者証**の交付を受ける必要があります。職業紹介事業者等の基準に該当しているとともに、同意条件に同意の上、都道府県労働局長あて助成金ごとに**同意書**の提出が必要です。

職業紹介事業者等が取り扱うことのできる雇用関係助成金は、「A雇用給付金」と「B再就職給付金」に分けられ、同意書もそれぞれ分かれています。

同意書の提出後、取扱事業者証が交付されます！

雇用関係助成金の取り扱いを行うことができる期間

同意書を提出後、労働局が交付する、**取扱事業者証の交付日から、有料・無料職業紹介の許可の満了する日までの期間**となります。許可期間の更新と合わせて、新たな期間分の**同意書**の提出をお願いします。

同意書の提出により雇用関係助成金を取り扱うことができる職業紹介事業者等

- 職業安定法第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（特定地方公共団体）
- 職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者
- 職業安定法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者
- 職業安定法第33条の2第1項、第33条の3第1項その他法令の規定による届出に係る無料職業紹介事業者
- 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者
- 船員職業安定法第40条第1項の規定により届出を行った無料船員職業紹介事業者

同意条件や同意書などの様式については厚生労働省のホームページよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/joseijigyousya.html



石川労働局 職業安定部 職業対策課
電話 076-265-4428



職業紹介事業に関するご相談・お問い合わせ先

石川労働局 職業安定部 需給調整事業室
金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階
☎076-265-4435

本研修終了後、必ずアンケートにご回答をお願いします。

本日16時ころ、参加申込み時に登録いただいたメールアドレスあてアンケート回答依頼メールが届きますので、1週間以内にご回答をお願いします。